

平成25・26年度競争参加資格審査申請書の提出及び記載要領 (建設工事契約の場合)

独立行政法人 水産大学校

建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業者で、独立行政法人水産大学校（以下「本校」という。）において行う競争契約に参加する資格を得ようとする方は、この要領によって資格審査申請書等を提出して下さい。

なお、この申請による有資格者の資格の有効期間は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間（随時申請された方の資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成27年3月31日まで）となります。

また、建設業法に定める経営事項審査を受けないで畳工事（畳の取替え等をいう。）を行う方は、「役務の提供等契約」として申請することとなっておりますので、ご注意下さい。

1 受付期間

定期受付：平成25年2月1日から平成25年2月28日（土・日曜日及び休日を除く。）
9時から17時（12時から13時を除く。）

また、申請は随時に受け付けていますが、資格の審査及び確認等の手続きに所要の期間が必要なため、場合によっては入札に間に合わないことがあります。

2 受付場所及び郵送先

独立行政法人 水産大学校 総務部 経理課 施設係
〒759-6595 山口県下関市永田本町2-7-1 TEL 083-286-5112（総務部）
FAX 083-286-2292

3 提出書類（提出部数各1部）

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
- (2) 営業所一覧表
- (3) 総合評定値通知書（建設業法第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。なお、平成19年6月30日以降を審査基準日とし、平成20年4月1日付けで改正された建設業法第27条の23に基づく審査項目及び基準による総合評定値（再審査による場合を含む。）に限る。以下同じ。）の写し
- (4) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3。以下同じ。）の写し
- (5) 共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
- (6) 共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）

- (7) 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には、当該事実を証明する書類
- (8) グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
- (9) 委任状（行政書士等の代理申請による場合及び本社（店）以外が競争参加する場合）
- (10) 使用印鑑届（委任しない場合又は委任した場合でも本社（店）としても競争参加する場合）
- (注) ① 上記の提出書類は、建設業法に基づく許可又は審査の際に提出した書類に準じて作成して下さい。
- ② (3)については、複写機等によりA4判に縮小し、かつ、鮮明なものを提出して下さい。
- ③ (4)及び(5)の写しの提出並びに(7)及び(8)を写しで提出する場合は、複写機等によって複写し、できるだけA4判の用紙を用い、かつ、鮮明なものを提出して下さい。
- ④ 上記の提出書類は、番号順に整理の上、（ただし、ファイル等で綴じないこと。）、2の受付場所へ提出して下さい。
- ⑤ 郵送の場合は、書留又は簡易書留郵便として下さい。
- ⑥ 長3封筒（80円切手を貼付し、封筒には「資格確認通知書」の送付先住所・社名・担当者名を記載して下さい。）も必ず提出して下さい。

4 提出書類の記載要領

- (1) 提出書類に使用する言語は、日本語を用い、ボールペン又は万年筆等（鉛筆や赤色は不可。）を用いて、楷書で明瞭に記載して下さい。
- なお、ゴム印を利用できる箇所は、使用して差し支えありません。
- (2) 記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「基準日」という。）とします。ただし、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日とします。（仮決算は認めておりません。）
- (3) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）に使用する印は、代表者の実印（登録印）を押印して下さい。
- なお、社印等登録されていない印は、押印しないで下さい。
- (4) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）は、本社（店）で作成して下さい。従って、申請者は本社（店）の代表者となります。
- (5) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）の作成方法は、次のとおりです。
- ① 様式上、「※」に該当する項目は、記載しないこと。
- ② 「01 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付して下さい。
- ③ 「04 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の番号（8桁）を総合評定値通知書から転記する。

④ 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。

⑤ 「08 本社（店）住所」から「15 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載する。

なお、「16 電子入札用 I Cカードの登録番号」欄の記載は不要とする。

(ア) フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。

なお、「08 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字には、フリガナを記載しないこと。

(イ) 「08 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載すること。

(例) シ モ ノ セ キ シ ナ カ 〃 タ ホ ソ マ チ □ □ □ □ □ □

山 口 県 下 関 市 永 田 本 町 2 - 7 - 1 □ □ □ □ □ □

(ウ) 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字には、下表の略号を用いること。

種類	株式	有限	合資	合名	協同	協業	企業	財団	社団	合同	有限責任
	会社	会社	会社	会社	組合	組合	組合	法人	法人	会社	事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)	(合)	(責)

(例) ス イ サ ソ ケ ソ セ ツ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

(株) 水 産 建 設 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

(エ) 「10 役職、代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）は、姓と名前との間に1文字空けること。

なお、代表者の役職には、フリガナを記載しないこと。

(例) ス イ サ ソ □ タ ロ ウ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

水 産 □ 太 郎 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

(オ) 「11 担当者氏名」欄は、上記（エ）と同様に記載すること。

(カ) 「12 本社（店）電話番号」及び「14 本社（店）FAX番号」欄には、本社（店）の連絡先を記載し、「13 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄には、担当者の連絡先を記載すること。

なお、市外局番、市内局番及び番号は、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、

() は用いないこと。

(例) 0 8 3 - 2 8 6 - 5 1 1 2 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

(キ)「15 メールアドレス」欄には、担当者若しくは担当者に連絡がとれるメールアドレスを記載すること。

なお、メールアドレスがない場合には、記載の必要はありません。

(例)

s	u	i	s	a	n	t	a	r	o	@	f	i	s	h	-	u	.	a	c	.	j	p
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

⑥ 「17 申請代理人」欄には、行政書士等による代理申請の場合に、申請代理人の郵便番号、住所、氏名及び電話番号を記載し、申請代理人の印を押印して下さい。

なお、この場合には、「10 役職、代表者氏名」欄への押印は不要です。

⑦ 「18 外資状況」欄には、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、[]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（外資比率：100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

⑧ 「19 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を排除した期間（1年未満切り捨て）を記載する。

なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数（1年未満切り捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数（1年未満切り捨て）を記載する。

⑨ 「20 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載する。

⑩ 「21 完成工事高」の各欄は、次により記載する。

(ア)「③申請を希望する部局」欄の記載は不要とする。

(イ)「②年間平均完成工事高」欄には、競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項において同じ。）を記載し、希望工種以外の完成工事高は「①競争参加資格希望工種区分」欄の「その他」欄に一括して計上する。

また、記載に際しては、経営事項の審査を受けた額と一致させること。

個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。

共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の完成工事高の合計金額をそれぞれ記載する。

なお、「②年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。

(6) 添付書類の作成方法は、次のとおりです。

① 営業所一覧表

この様式は、様式末尾にある記載要領に従って記載すること。

なお、記載事項が1頁で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記すること。

② 総合評定値通知書の写し

申請者が建設業法第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のもの（平成19年6月30日以降を審査基準日とし、平成20年4月1日付けで改正された建設業法第27条の23に基づく審査項目及び基準による経営事項審査の総合評定値（再審査による場合を含む。）に限る。）の写し（A4判に縮小コピーしたもの）をいう。

共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、また、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出する。

③ 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3・その3の2・その3の3）の写し

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書の写しをいう。

④ 共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいう。

⑤ 共同企業体等調書

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、共同企業体にあつては構成員が5事業者まで、官公需適格組合にあつては組合の他審査対象者が4事業者までの場合（以下「A者の場合」という。）には、共同企業体等調書（その1）を作成し、これを超える事業者からなる場合（以下「B者の場合」という。）には、共同企業体等調書（その1）及び共同企業体等調書（その2）を作成して提出する。

各欄は、次により記載する。

(ア)「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあつては構成員ごとに、官公需適格組合にあつては組合及び審査対象者ごとに、1級、2級及びその他の「①」から「⑪」の各欄にそれぞれ転記する。

また、A者の場合には、①から⑤までの各欄の合計数値を「⑥or計」欄に記載し、B者の場合には、①から⑪までの各欄の合計数値を「計」欄に記載する。

(イ)「年間平均完成工事高」欄には、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）の「21 完成工事高 ②年間平均完成工事高」欄において記載した合計金額を転記する。

(ウ)「自己資本額及び職員数」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記載されている数値を上段、「建設業従事職員数」欄に記載されている数値を下段にそれぞれ

れ上記(ア)の区分により転記する。

また、「⑥or計」欄及び「計」欄についても上記(ア)の方法により記載する。

(エ)「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点(Y)」欄に記載されている点数を上記の(ア)の区分により転記する。

また、「⑥or計」欄及び「計」欄についても上記(ア)の方法により記載する。

(オ)「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄の「評点(W)」欄に記載されている点数を上記(ア)の区分により転記する。

また、「⑥or計」欄及び「計」欄についても上記(ア)の方法により記載する。

- ⑥ 申請者が合併新設会社又は合併存続会社であって合併後5年未満の場合については、当該事実を証明する書類(写しでも可)を提出して下さい。
- ⑦ グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合については、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書(写しでも可)を提出して下さい。
- ⑧ 委任状

(ア) 行政書士等の代理申請による場合

行政書士等による代理申請の場合には、委任者太枠内の住所、商号又は名称、代表者職名、代表者氏名及び印は、本社(店)のものを記入し、押印して下さい。

受任者太枠内は全て申請代理人のものを記入し、押印して下さい。

(イ) 本社(店)以外が競争参加する場合

本社(店)以外の支社(店)等が競争参加する場合には、提出は本社(店)の代表者となりますので、委任者太枠内の住所、商号又は名称、代表者職名、代表者氏名及び印は、本社(店)のものを記入し、押印して下さい。

受任者太枠内は全て支社(店)等の受任者のものを記入し、使用印鑑は、見積もり、請求等に使用する印鑑を押印して下さい。

金融機関の銀行名等、預金種別、口座番号及び口座名義に誤りがあると代金の支払いに支障がでますので、正確に記載して下さい。

なお、口座名義のフリガナは忘れずに記載して下さい。ただし、銀行コード及び支店コードは記入しないで下さい。

本社(店)のみが競争参加する場合には、作成する必要はありません。

⑨ 使用印鑑届

印鑑は明瞭に押印して下さい。

取引銀行の銀行名、預金種別、口座名義及び口座番号に誤りがあると代金の支払いに支障がでますので、正確に記載して下さい。

なお、口座名義のフリガナは忘れずに記載して下さい。

(7) 外国事業者が申請する場合の提出書類等の作成方法は、次のとおりです。

① 申請書の「08 本社(店)住所」欄には、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載する。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

- ② 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
 - ③ 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。
- (8) この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に限られます。

5 申請書提出後の注意事項

申請書提出後において、次の(1)から(8)までに掲げる事項について変更があった場合には、速やかに競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に必要事項を記載の上、申請書を提出した場所へ届け出て下さい。

なお、競争契約参加資格審査申請書変更届を提出できるのは、申請者若しくはその後任者のみです。

また、(8)について変更があった場合には、再度、委任状を作成し、競争契約参加資格審査申請書変更届に添付の上、申請書を提出した場所へ届け出て下さい。

- (1) 本社（店）住所
- (2) 商号又は名称、電話番号及びFAX番号
- (3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
- (4) 許可・登録等の状況
- (5) 営業所の名称、所在地、電話番号及びFAX番号（営業所の新設及び廃止を含む。）
- (6) 取引銀行等の銀行名、預金種別、口座名義及び口座番号
- (7) 使用印鑑
- (8) 委任状（申請代理人以外の場合）

添付資料

資格確認通知書の写し及び下記に記載するものを添付して下さい。

○法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合

登記事項証明書の写し

○個人の住所及び氏名に係る変更の場合

住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し

○許可・登録の状況に係る変更の場合

許可・登録の証明書の写し

6 申請の特例

この申請により本校の競争参加資格が得られることとなりますが、すでに国の機関又は独立行政法人（以下「他の機関」という。）の競争参加資格を有している場合は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び他の機関から通知された「資格確認通知書」の写しを提出すれば、3の申請に必要な書類の(3)から(8)の提出は不要となります。

なお、「資格確認通知書」の写しを提出できないときは、当該「資格確認通知書」の通知を受けた後に提出することができます。

7 その他

- (1) この申請により資格を得た者は、随意契約にも参加できることとなります。
- (2) 今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更正手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。

また、平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更正手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。

なお、更正手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合があります。

- (3) 合併等により新たに新設された会社等の取扱いについて

合併等により新たに新設された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。

- ① 合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社。
- ② 親会社はその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社。
- ③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社。
- ④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者。
- ⑤ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社。

別記 業種別区分表

建設工事契約

業種の区分	内 容
1 土木一式工事 2 建築一式工事 3 大工工事 4 左官工事 5 とび・土工・コンクリート工事 6 石工事 7 屋根工事 8 電気工事 9 管工事 10 タイル・れんが・ブロック工事 11 鋼構造物工事 12 鉄筋工事 13 ほ装工事 14 しゅんせつ工事 15 板金工事 16 ガラス工事 17 塗装工事 18 防水工事 19 内装仕上工事 20 機械器具設置工事 21 熱絶縁工事 22 電気通信工事 23 造園工事 24 さく井工事 25 建具工事 26 水道施設工事 27 消防施設工事 28 清掃施設工事	建設業法第2条別表による区分とする。

別 添

本校における事業協同組合の総合数値の算定方法等に関する特例は、下記特例要領のとおりとなっておりますので、特例を希望する場合は特例要領の第4条第2項を参照し、記載要領により申請の手続を行ってください。

記

独立行政法人水産大学校の事業協同組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例要領

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人水産大学校（以下「本校」という。）の所掌する工事についての事業協同組合の受注機会の確保を図るため、工事請負業者の資格を定める場合における事業協同組合の総合数値の算定方法等に関する特例を設けることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明（以下「適格組合証明」という。）を受けているものをいう。

2 この要領において「関係組合員」とは、事業協同組合が次の各号に該当する者のうちから当該事業協同組合の希望工事種別（「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）に記載する一般競争に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとに指定した者をいう。この場合において、関係組合員の数は10を越えてはならないものとする。

(1) 当該事業協同組合の組合員であること

(2) 当該事業協同組合の理事又は当該事業協同組合の理事が役員になっている法人であること

(3) 当該希望工事種別に属する工事を施工することについて建設業法第3条の規定による許可を受けている者であること

(4) 次のアからウまでに該当しない者であること

ア 独立行政法人水産大学校契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第8条に該当する者

イ 契約事務取扱規程第9条第1項に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者

ウ 申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(総合数値の算定方法に関する特例)

第3条 工事請負業者の一般競争参加資格を定める場合における事業協同組合の総合数値の算

定方法に関する特例については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 理事長が定める等級の格付け（以下「格付け基準」という。）に掲げる工事種別年間平均完成高は、当該事業協同組合及び関係組合員の年間平均完成工事高の合計額とする
- (2) 格付け基準に掲げる自己資本額及び職員数は、当該事業協同組合及び関係組合員の自己資本の合計額及び職員の数の合計数とする
- (3) 格付け基準に掲げる経営状況の評点は、当該事業協同組合及び関係組合員の経営状況の数値（評点）の合計値を関係組合員の数に1を加えた数で除して得た値（小数点以下第1位を四捨五入）とする
- (4) 格付け基準に掲げる建設業の種類別技術職員数は、建設工事の種類別の当該事業協同組合及び関係組合員の技術職員数の合計数とする
- (5) 格付け基準に掲げるその他の評価項目（社会性等）の評点は、当該事業協同組合及び関係組合員のその他の評価項目の数値（評点）の合計値を関係組合員の数に1を加えた数で除して得た値（小数点以下第1位を四捨五入）とする

（特例の適用）

第4条 前条の規定は、事業協同組合の希望工事種別のうち当該事業協同組合が受けた適格組合証明に係る建設工事の種類に対応するものであって、かつ、同規定による特例の適用を希望する旨の申し出をしたものについて適用するものとする。

2 前項の申し出は、申請書にその旨及び特例の適用を希望する希望工事種別を記載し、かつ、次に掲げる書類を添付して行わせるものとする。この場合において、当該事業協同組合及び全ての関係組合員の総合評定値通知書（申請日の直近のもの（平成19年6月30日以降を審査基準日とし、平成20年4月1日付けで改正された建設業法第27条の23に基づく審査項目及び基準による総合評定値（再審査による場合を含む。）に限る。）の写しを添付するものとする。

- (1) 関係組合員の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名
- (2) 役員名簿
- (3) 事業協同組合員名簿
- (4) 共同企業体等調書

（変更等の届出）

第5条 第3条の規定の適用を受けて一般競争参加資格があると認定された事業協同組合（以下「有資格組合」という。）又は同規定による特例の適用を希望する旨の申し出をした事業協同組合は、次の各号いずれかに該当することとなったときは、速やかに、その旨を本校理事長に届け出なければならないものとする。この場合において、その届出が第4号に該当することとなった旨のものであるときは、当該事項を証明する証明書を添付して行うものとする。

- (1) 関係組合員が第2第2項各号に該当しなくなったとき
- (2) 第4条第2項第1号に掲げる事項に変更があったとき
- (3) 適格組合証明を取り消されたとき
- (4) 適格組合証明の更新を受けたとき

(資格の認定の変更)

第6条 理事長は、有資格組合から前条第1号、第3号若しくは第4号に該当することとなった旨の届出があった場合又は適格組合証明の有効期間が経過した日以後1か月以内に前条第4号に該当することとなった旨の届出がない場合において、必要があると認めるときは、一般競争参加資格の認定を変更するものとする。

(指名競争参加資格)

第7条 第2条から第6条までの規定は、指名競争参加資格を定める場合において準用する。